

第4回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
(渚保育所・渚西保育所)

日時：令和2年2月23日（日）
9時30分～
場所：枚方市役所別館4階 第4委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 会議日程について
- 3 案 件
 - (1) プレゼンテーション審査
 - (2) 運営法人選定について
- 4 閉 会

【配付資料】

- 資料1 第4回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（渚保育所・渚西保育所） 会議日程
- 資料2 選定審査に係る採点・集計方法について（案）
- 資料3 枚方市立保育所民営化に係る応募法人プレゼンテーション実施要領
- 資料4 応募法人プレゼンテーション説明事項
- 資料5 プレゼンテーション審査会場レイアウト図
- 資料6 枚方市立渚保育所・渚西保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について（答申）案

第 4 回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
(渚保育所・渚西保育所) 会議日程

＜プレゼンテーション・選定の進行表＞

予定時間	内 容
9 : 30	会議日程、審査手順について確認 施設見学報告（2/21 中村委員、木村委員） （福）寝屋川聖和福祉会 三矢ゆりかご保育園
9 : 55	法人 1 のプレゼンテーション ・自己紹介 ・プレゼンテーション（15 分） ・質疑等（30 分）
10 : 45	仮審査 ・仮審査表に採点（10 分）
10 : 55	休憩 ※事務局：仮集計表の作成
11 : 10	仮集計表を基に意見交換 ・仮集計表の配付 ・質疑及び意見交換
11 : 25	本審査 ・本審査表に採点
11 : 35	休憩 ※事務局：選定審査表の作成
11 : 50	本審査結果の確認 ・選定審査表の配付 ・条件の確認 【条件を満たしている場合】 ①基準点合計（399 点以上）を満たしている ※条件を満たしていない場合は再選定 ・意見のとりまとめ、市長への答申内容(法人選定結果と評価)を確認
12 : 10	閉会

選定審査に係る採点・集計方法について（案）

プレゼンテーション審査を欠席した委員がおられる場合、既に行っている書類審査での採点の取扱いと、法人選定にあたっての採点・集計方法について以下のとおり確認を行うものです。

1. 考え方

委員がやむを得ずプレゼンテーション審査を欠席した場合の取扱いについては、法人選定における公平性を第一に考えるとともに、欠席された委員の意向も踏まえつつ、既に書類審査を終えていることから、可能な限り委員として法人選定に関与していただくという視点で取り扱いを検討する。

2. 欠席した委員の採点について

- ① 委員がプレゼンテーション審査を欠席した場合、既に終えている書類審査の採点を最終的な採点として取り扱う。ただし、委員の意向により事前に採点の修正等を行った場合は修正後の点数とする。
- ② 書類審査で未採点の項目については、出席委員の平均点（小数点以下四捨五入）での採点があったものとして取り扱う。

< 欠席委員のプレゼンテーション採点例（1人欠席の場合） >

No.	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	合計	平均	採点
24	1	2	2	1	1	1	1	2	11	1.375	1
25	1	2	2	2	1	1	2	1	12	1.5	2
32	1	1	2	2	2	2	1	2	13	1.625	2

※ ア～クは出席の各委員を表す。

3. 集計について

書類審査の採点（その後に修正があった場合は修正後の採点）及び、上記により算出したプレゼンテーション審査の採点を合わせて、選定審査集計表に集計し、各委員の採点の合計点が基準点合計（399点）以上であれば運営法人として選定する。

枚方市立保育所民営化に係る応募法人プレゼンテーション実施要領
(渚保育所・渚西保育所)

1 日 時

令和 2 年 2 月 2 3 日 (日)

時間	社会福法人
午前 9 : 5 5	社会福祉法人 寝屋川聖和福祉会

2 会 場

枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室

3 出席予定者

番号	法人名	区分	職名	氏名
1	寝屋川聖和福祉会 ゆりかご保育園 (90 人、寝屋川) 三矢ゆりかご保育園 (170 人、枚方)	代表者	理事長	松岡 浩
		施設長予定者	三矢ゆりかご保育園 副主任	四辻 恵子
			三矢ゆりかご保育園 主任	間宮 和歌子
			保育士	松岡 由美子

4 プレゼンテーション審査の流れ

(1) 法人自己紹介

(2) 法人よりプレゼンテーション実施 (15 分以内)

内容	① 代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について (必須) ② 公立保育所を引き継ぐにあたっての法人の考え方について (必須) ③ 保育の質の向上や職員の育成について ④ その他
----	--

※ プレゼンテーションの中に必ず各委員からの事前質問への回答を盛り込むこと。

(3) 各委員より質問 (回答者の指名可) (30 分間)

プレゼンテーションや書類審査での不明な点等についての確認

●各委員から適宜、質問を行う。

(4) プレゼンテーション終了後、選定審査表 (仮審査用) に評価を記入

No.24、No.25、No.32 の採点、その他の項目の修正等

(5) 事務局での仮集計後、選定審査集計表 (仮集計) を基に意見交換

応募法人プレゼンテーション説明事項

1 はじめに

プレゼンテーション審査開始後、事務局が、「自己紹介をしてください。」と申しましたら、理事長から順に その場で立って、職名と氏名のみを述べてください。

2 プレゼンテーションの開始時間は 9 時 5 5 分からの予定（係員がご案内します）ですが、選定審査会の進行状況によって時間が多少前後することがありますので、御了承願います。

審査開始後、まず、法人からプレゼンテーションをしていただきます。プレゼンテーションには以下の内容を必ず盛り込んでください。

① 代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について

② 公立保育所を引き継ぐにあたっての法人の考え方について

また、事前送付している委員からの質問についても、必ずプレゼンテーションの中で回答してください。

プレゼンテーション開始から 10 分経過時点と、終了 1 分前にそれぞれ事務局からチャイムを鳴らして時間をお知らせします。

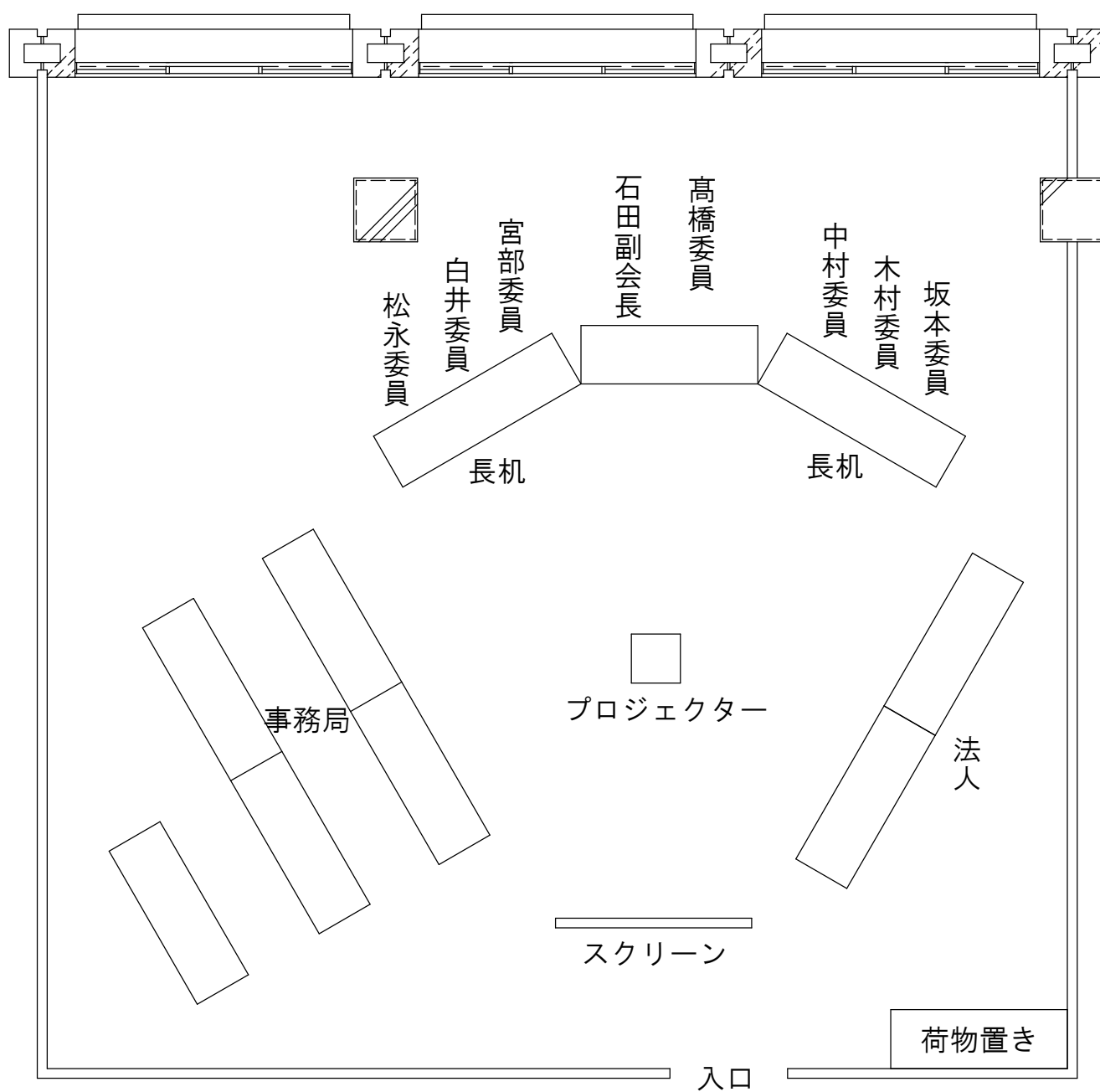
3 プレゼンテーション終了後、各委員からプレゼンテーション及び提出書類等について質問があります。質問の回答はどなたがされても結構ですが、指名された場合は、指名された方がお答えください。

プレゼンテーション審査の予定時間は、プレゼンテーションが 15 分、質疑応答が約 30 分の計 45 分程度の予定です。

質疑応答の時間が全体で約 30 分しかありませんので、各質問に対しては、簡潔にお答えください。

プレゼンテーション審査会場レイアウト図

(第2委員会室)



(案)

資料 6

令和 2 年 2 月 日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
会長職務代理者 副会長 石田 慎二

枚方市立渚保育所・渚西保育所の民営化に係る
社会福祉法人の選定について（答申）

令和元年 1 1 月 1 0 日付け、子事第 8 2 3 号で諮問のありました枚方市立渚
保育所・渚西保育所の民営化に係る社会福祉法人について、下記のとおり選定
しましたので答申します。

記

1 法人名

社会福祉法人

2 選定方法等

別添、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査結果（渚保育所・
渚西保育所）のとおり

以上

(案)

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査結果

(渚保育所・渚西保育所)

令和2年2月 日

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会

1 選定審査会開催状況

令和元年11月10日から令和2年2月23日の間で、下記のとおり選定審査会を開催した。

回	日 時	開催内容
第1回	令和元年 11 月 10 日（日） 19:00～21:30	運営法人募集要項（案）について 運営法人選定審査会選定基準（案） と選定方法について
第2回	令和元年 12 月 6 日（金） 18:30～19:40	スケジュールの見直しについて 運営法人募集要項（案）及び選定基準（案）の見直しについて
第3回	令和2年2月5日（水） 18:30～21:10	運営法人の応募状況について 運営法人の選定方法について 運営法人選定審査（書類審査）
第4回	令和2年2月23日（日） 9:30～12:10	プレゼンテーション審査 運営法人の選定について

2 運営法人の募集

市立渚保育所・渚西保育所運営法人の募集については、「枚方市立保育所（渚保育所・渚西保育所）民営化に係る運営法人募集要項」（令和3年4月1日・令和4年4月1日移管分）（以下「募集要項」という。）を定め、募集要項に基づき、選定審査会事務局の子ども青少年部子育て事業課が下記のとおり行った。

（1）運営法人応募に係る申込書類の配付

令和元年12月11日（水）から令和2年1月23日（木）まで
子ども青少年部子育て事業課で配付（市ホームページからも入手可能）

（2）運営法人募集説明会及び保育所整備予定地見学会

日時：令和元年12月22日（日）9時30分～11時30分
会場：市立渚保育所・渚西保育所

（3）運営法人応募に係る申込受付

令和2年1月16日（木）から1月23日（木）まで
子ども青少年部子育て事業課で受付

（4）応募法人運営保育所見学会

令和2年2月21日（金）10時00分～11時00分
見学を希望する委員が、応募法人の運営する保育所（園）を見学

3 運営法人の応募状況

令和2年1月16日（木）から1月23日（木）までの間で申込受付を行ったところ、1法人から応募があった。応募した社会福祉法人は次のとおりである。

【応募した社会福祉法人】

法人番号	受 付 日	応募法人名	運営保育所（園）名（定員、所在地）
1	令和2年1月22日	社会福祉法人 寝屋川聖和福祉会	ゆりかご保育園（90人、寝屋川市） 三矢ゆりかご保育園（170人、枚方市）

4 運営法人の選定

（1）選定方法

応募法人が1法人であったことから、募集要項10.（5）の規定に基づき、基準点を定め、以下の方法で選定した。

①書類審査

応募法人から提出された申込書類及び添付書類の内容について審査。

②プレゼンテーション審査

応募法人からプレゼンテーションを受け、内容について審査。

<参考 募集要項の抜粋>

10. 選定及び決定等（5）応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。

（2）基準点

57点（※委員1人あたり100点満点）

（3）評価方法

応募法人が提出した書類及びプレゼンテーション内容を審査し、各委員が選定審査表（仮審査用）に採点を行った。各委員の採点結果を仮集計し、仮集計内容について意見交換を行った。

意見交換後、各委員が選定審査表（本審査用）に採点を行い、集計の結果、基準点（399点（委員7人×57点））を満たしていることを条件に、法人を選定した。

※ 委員9人のうち、民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する委員については、保育所ごとに2名の委員の平均点をもって1名分の採点として集計を行った。

（4）審査結果

上記の審査方法に基づき審査を行ったところ、下記のと通りの審査結果となった。

【応募法人審査結果】

法人番号	法人名	得点
1	社会福祉法人 寝屋川聖和福祉会	

5 選定結果

4の（4）の審査結果により、社会福祉法人 寝屋川聖和福祉会が基準点を満たしていることを確認した。

よって、本選定審査会としては、社会福祉法人 寝屋川聖和福祉会を市立渚保育所・渚西保育所の運営を移管する法人として選定することとした。

＜添付書類＞

- 1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（渚保育所・渚西保育所）
委員名簿
- 2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（渚保育所・渚西保育所）
- 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（渚保育所・渚西保育所）
選定結果

別添

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿
(渚保育所・渚西保育所)

構成人数：9人

委員	構 成	氏 名	職 名 等
1号	学識経験を有する者	富岡 量秀	大谷大学教授
		石田 慎二	帝塚山大学教授
2号	社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者	高橋 龍三	税理士
3号	民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者	中村 祐子	枚方市立渚保育所保護者代表
		木村 愛梨	枚方市立渚保育所保護者代表
		宮部 杏実	枚方市立渚西保育所保護者代表
		白井 雄也	枚方市立渚西保育所保護者代表
4号	枚方市民生委員児童委員を代表する者	坂本 湊子	枚方市民生委員児童委員協議会 磯島校区 校区委員長
5号	市民団体を代表する者	松永 義信	磯島校区コミュニティ協議会会長

(敬称略)

枚方市立保育所（渚保育所・渚西保育所）民営化に係る運営法人募集要項
（令和３年４月１日・令和４年４月１日移管分）

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

- ①枚方市立渚保育所 枚方市渚元町 9－17 定員 90 人
昭和 47 年 8 月 1 日開設、敷地面積 1290.78 m²(借地)、建物面積 758.34 m²、
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 昭和 47 年 6 月建築
- ②枚方市立渚西保育所 枚方市渚西 2 丁目 21－1 定員 90 人
昭和 58 年 11 月 1 日開設、敷地面積 2288.77 m²、建物面積 770.11 m²、
構造 軽量鉄骨造 平屋建 昭和 58 年 10 月建築

2. 移管する時期

- ①枚方市立渚保育所 令和 3 年 4 月 1 日
②枚方市立渚西保育所 令和 4 年 4 月 1 日

3. 移管条件

(1) 保育所の移管、統合について

法人は、令和 3 年 4 月に渚保育所の移管を受け、運営するとともに、市が指定する土地に保育所を整備し、令和 4 年 4 月に渚西保育所の移管に合わせて、渚保育所及び渚西保育所（以下「渚保育所等」という。）を統合すること。

※市が指定する土地（以下、「新設保育所予定地」という。）は、P 9＜参考資料 1＞の「2. 新設保育所予定地 位置図」参照。

(2) 保育所用地について

枚方市は、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間、渚保育所敷地（1290.78 m²（借地））の借地料を負担します。

また、新設保育所予定地を法人に契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、10 年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

(3) 保育所建物等について

枚方市は、法人に渚保育所の既設保育所建物を令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間、契約により無償で貸し付けるとともに、渚保育所等で使用している遊具、備品等のうち法人が譲渡を希望するものについて、契約により無償で譲渡します。

(4) 保育所整備について

①新たな保育所の整備

法人は、令和4年3月までに新設保育所予定地に新たに保育所を整備し、令和4年4月1日までに定員200人での運営を開始すること。あわせて、保育環境の向上に努めること。なお、新設保育所予定地は現状が田であるため、保育所建設に必要な措置を行ったうえで、保育所を建設すること。

②その他

新たな保育所には、統合により定員が200人に増加することを踏まえ、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。また、駐車場の整備が困難な場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じること。なお、新たな保育所の整備にあたっては、児童の安全対策・騒音対策など必要な措置を講じること。

(5) 保育所整備のスケジュールについて

令和2年度 基本・実施設計、開発協議、補助金協議、建築確認申請、新たな保育所の整備に着手など。

令和3年度 新たな保育所整備の完了。新たな保育所の開園準備（令和4年3月）。

令和4年度 渚保育所と渚西保育所の統合。200人定員に変更（4月1日）。

(6) 法律及び関係法令等の遵守について

保育所整備にあたっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）、枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年6月27日枚方市条例第46号）等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

(7) 保育所整備に係る補助金について

保育所整備に係る補助については、P11＜参考資料2＞枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱に基づき、枚方市が国の施設整備交付金等に係る国庫補助額を国の負担割合で除した額の4分の1に相当する額を加え、補助します。

また、新設保育所予定地に係る保育所建設のために必要な措置（造成等）に要する費用として市長が必要と認める額を別途補助します。

(8) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(9) シックハウス対策について

施設整備に際し使用する建材や家具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質（ホルムアルデヒド等）の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化

学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認し、報告書を提出すること。

(10) 保育所整備に係る保護者等への説明について

保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応すること。

(11) 良好な保育環境の確保について

統合により定員が2倍以上となることから、保育室等や屋外遊び場の確保において余裕を持たせるなど、良好な保育環境の確保についての工夫や考え方を示すこと。

(12) 協定書の締結について

法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

4. 応募資格及び条件

(1) 令和元年10月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。

① 児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。

② 児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。

ただし、幼保連携型認定こども園については、保育所から認定こども園に移行した施設で、通算の運営期間が10年以上であること。

(2) 保育所等を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。

(4) 移管前の保育内容（行事を含む）を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

(6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。

(7) 施設長は、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。

(8) 保育所運営について

① 令和3年度の定員は現状を維持すること。ただし、令和4年4月1日までに、両保育所を統合し、定員を200人とする。（3歳未満児を定員の4割以上とすること。）

② 開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、

ニーズがあれば午後 7 時を超える延長保育の実施を検討すること。

③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。

④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。

⑥保育所運営については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4（10）職員について」によるものとする。

⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。

（9）保育内容等について

①保育内容については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。

②障害児保育を実施すること。

③渚保育所等で提供していた給食を基本とすること。さらに、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。

④健康診断については、内科健診及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。

⑤地域子育て支援事業をP12＜参考資料3＞枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。

⑥新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。

⑦その他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。

（10）職員について

①保育士の配置については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）を遵守するほか、P12＜参考資料3＞枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。

②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。また、あわせて保育士の確保について法人の考えを示すこと。

③看護師を配置すること。また、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。

④渚保育所等に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討すること。

⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、

苦情に対して適切に対応すること。

- ⑥ P 1 8 < 参考資料 4 > 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

(11) 引き継ぎ等について

- ① 渚保育所等において、枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。
- ② 保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を渚保育所等で移管前及び移管後の各 1 年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、期間終了後も、市の求めに応じて懇談を行う場合があります。
- ③ 移管 1 年前から、施設長予定者等は、随時、渚保育所等を訪問し、保育内容等の確認（年行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、渚保育所等の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行うこと。
- ④ 移管前年度の 10 月から 3 月の 6 か月間、渚保育所等において「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。なお、共同保育期間中の延べ保育時間数の 50 % 以上に相当する時間数の配置を行うこととし、事前に職員配置計画により市に報告すること。ただし、各月においても少なくともその月の延べ保育時間数の 20 % 以上に相当する時間数の配置を行うこと。
また、「共同保育」に参加した保育士を移管後に各クラスに配置する、若しくは職員間で引継ぎ内容の共有を図るなど、移管後に円滑な保育所運営ができるよう配慮すること。
なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。※枚方市の負担額は、枚方市非常勤職員（保育士）賃金を基に、上記要派遣時間数に係る 6 人分を 2 施設分とします。
- ⑤ 看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。
- ⑥ 共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。
- ⑦ 移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。
- ⑧ 令和 4 年 4 月の円滑な統合に向けて、枚方市と協力し行事などの際に両保育所の児童の交流の機会を設けるとともに、渚保育所の職員と渚西保育所で共同保育に従事する職員間の交流や情報共有にも努めること。

(12) その他

- ① 保育所名については、本要項 4（11）②に定める三者懇談会などで保護者の意見を聞いた上で決定すること。また、クラス名については、できるだけ現在使用している名前を残すよう配慮すること。

(参考) 現在のクラス名

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
渚保育所	つくし	すみれ	れんげ	たんぽぽ	ちゅーりっぷ	ひまわり
渚西保育所	つくし	たんぽぽ	れんげ	すみれ	こすもす	ひまわり

- ②保育所内に設置されている卒園製作の記念物等については、可能な範囲で移設等を検討するとともに、やむを得ず撤去や廃棄を行う場合は事前に保護者の意見を聴いた上で、写真等による記録を行うこと。
- ③園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。
- ④家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。
- ⑤既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。
ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑥渚保育所等の保護者が、法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。
- ⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。
- ⑧保育所設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
- ⑨本要項に記載する内容について、疑義又は履行困難な状況が生じるおそれがある場合には、早急に市と協議を行うこと。

5. 保育所運営申込書等の配布

- (1) 配布日時：令和元年12月11日（水）から令和2年1月23日（木）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 配布場所：枚方市役所子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）
※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

6. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：令和2年1月16日（木）から1月23日（木）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 受付場所：枚方市役所子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）
- (3) 項目8.「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み条件となります。
- (4) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。

(5) 提出部数：14部（正本1部、写し13部）

※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。

(6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。

(7) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。

(8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：令和元年12月22日（日）午前9時30分から

◇場 所：枚方市立渚保育所（枚方市渚元町9-17）

枚方市立渚西保育所（枚方市渚西2丁目21-1）

（説明会はそれぞれ遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。）

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは令和元年12月18日（水）午後5時30分までに、1法人3人以内で参加者氏名を報告してください（期日までに申し込みがなければ、参加することはできません）。当日の集合時間、場所については、申し込みのあった法人に12月20日（金）中にご連絡します。

9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、令和2年1月8日（水）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、1月14日（火）までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス kosodatejigyoushou@city.hirakata.osaka.jp

10. 選定及び決定等

(1) 選定は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。

(2) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。

(3) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）。また、

その内容については会議録として、法人決定後、公表します。

- (4) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (5) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (6) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページで公表します。本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。
- (7) 法人選定後、選定された法人の様式9〔提案内容概要書〕については、保護者等への説明資料として活用します。

11. 問い合わせ先

枚方市子ども青少年部子育て事業課

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1471 (直通)

FAX 072-841-4319

メールアドレス kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp

<参考資料1>

1. 渚保育所・渚西保育所民営化に伴う各施設位置図



2. 新設保育所予定地 位置図



※用地の概況は次ページのとおり。

用地概況

項目	内 容
所在地	枚方市渚西 2 丁目 2421 番 1 枚方市渚西 2 丁目 2422 番 1
敷地面積	合計 2,555 m ² ※現在実施中の測量の結果、若干変動する場合があります。
用途地域	市街化調整区域（現況：田）
建ぺい率	6 0 %
容積率	2 0 0 %
防火地域	建築基準法第 22 条の規定を遵守すること
高度地区	指定なし
賃料等	無償貸与

※ 市は、上記の土地を現状のまま法人に貸与するものとする。

＜参考資料 2＞

枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱

平成 29 年 10 月 4 日 枚 方 市 要 綱 第 56 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 補助金の交付の目的は、民間による運営に移行した保育所（以下「民営化保育所」という。）の施設及び設備の整備を促進することにより、利用定員の拡大による待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することとする。

（補助金の交付の対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、民営化保育所を運営する者であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人とする。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の対象となる事業は、民営化保育所の施設及び設備の整備（民間による運営への移行に伴う利用定員の拡大に係るものに限る。）とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、1 の民営化保育所につき、前条の事業に係る経費のうち国庫補助額の算定対象となるものの額とする。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

<参考資料 3>

枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱

令和元年5月23日 枚方市要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する私立保育所子ども・子育て支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち同法第35条第4項の規定により市町村以外の者が設置したものであって、その定員が40人以上のものをいう。以下同じ。）における保育内容及び地域における子育て支援サービスの充実に図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立保育所の設置者とする。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、市内に所在する私立保育所の運営（地域に密着した私立保育所として求められる子育て支援サービスの実施を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費から当該補助種別に係る保護者の負担額その他市長が指定する収入を控除した額と同表の算定基準の欄に定める算定基準により算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額の合計額とする。

2 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、それぞれ同表の補助要件の欄に定める補助要件を備えているものについて算定するものとする。

(条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 私立保育所の施設及び運営は、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）その他市が示す基準に適合するようにしなければならない。
- (2) 補助金は、施設ごとの経理区分の収入とし、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費に充てるものとして経理しなけ

ればならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の補助金について適用し、平成25年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱（平成26年枚方市要綱第15号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 市長は、この要綱による補助金交付制度に対する国又は大阪府の補助制度の見直し又は廃止が行われたときは、その交付状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による補助金の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

別表（第5条、第6条関係）

補 助 種 別	補 助 要 件	補助対象経費	算 定 基 準															
嘱 託 医 手 当 加 算	嘱託医又は嘱託歯科医を設置し、児童の健康診断を実施していること。	保育費用交付額を超えて支出する嘱託医手当、嘱託歯科医手当及び児童の健康診断の実施に要する経費	1施設当たり年額107,200円															
運 営 費 補 助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 保育費用交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費を支出していること。 (2) 保育費用交付基準を超えて保育士等を雇用していること。ただし、当該保育士等に係る総雇用時間数が正規保育時間数以上でなければならない	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 保育に直接必要と認められる保育材料等の購入費、児童の環境衛生の維持及び健康管理に要する経費、園外保育及び特別行事の実施に要する経費、事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費（給食材料の購入費を除き、保育費用交付額を超えて支出	次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、同表の中欄に定める基準額（年額）。ただし、事務処理に要する経費については、同表の右欄に定める限度額を超えることができない。 <table><tr><th>定員の区分</th><th>基準額(年額)</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>40人以上60人未満</td><td>10,036,000円</td><td>2,240,000円</td></tr><tr><td>60人以上90人未満</td><td>11,436,000円</td><td>2,800,000円</td></tr><tr><td>90人以上120人未満</td><td>12,136,000円</td><td>3,080,000円</td></tr><tr><td>120人以上</td><td>13,336,000円</td><td>3,560,000円</td></tr></table>	定員の区分	基準額(年額)	限 度 額	40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円	60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円	90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円	120人以上	13,336,000円	3,560,000円
定員の区分	基準額(年額)	限 度 額																
40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円																
60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円																
90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円																
120人以上	13,336,000円	3,560,000円																

備考
1 本市配置基準を満たしていない場合又は本市配置基準を超えていない場合（本市配置基準の保育士の数と当初配置基準の当該数とが等しい場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）から2,436,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする

備考

- 1 本市配置基準を満たしていない場合又は本市配置基準を超えていない場合（本市配置基準の保育士の数と当初配置基準の当該数とが等しい場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）から2,436,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする

	い。 (3) 保育費用交付基準を超えて看護師等その他市長が認める職員を雇用していること。ただし、病児保育事業費補助の項の補助要件の欄第1号に該当するものとして同項の補助を受けるときは、運営費補助について、それらの職員を雇用していないものとみなす。	するものに限る。) (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している保育士等の人件費 (3) 補助要件の欄第3号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している看護師等その他市長が認める職員の人件費	る。 2 26人以上の1歳児の保育を実施し、かつ、本市配置基準を満たしている場合（本市配置基準の保育士の数から当初配置基準の当該数を差し引いた数が2である場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）に2,436,000円を上限として市長が定める額を増額するものとする。 3 看護師等その他市長が認める職員を雇用していない場合は、この表の中欄の基準額（年額）から2,000,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。 4 補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額がこの表の中欄の基準額（年額）を超える場合は、補助対象経費の欄第1号に規定する補助対象経費につき、250,000円を限度に、地域子育て支援補助に加えて算定することがある。 5 開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、この表の中欄の基準額（年額）に当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。
病 児 保 育 事 業 費 補 助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施していること。 (2) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を実施すること。ただし、1施設につき1回限りとする。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に要する経費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額4,472,000円。ただし、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額2,236,000円とする。 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額1,029,000円
開所時間推進費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 通常の開所時間が11時間15分を超えていること。 (2) 午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後6時までの時間において勤務する保育士等を雇用していること。	雇用している補助要件の欄第2号の保育士等の人件費	1施設当たり年額1,300,000円
障 害 児 保 育 補 助	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしていること。 (1) 保育士等の人件費 市長、関係機関及び保護者との協議に基づき障害児の保育を実施し、かつ、当該障害児の保育のため	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 障害児の保育のために加配された保育士等の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 障害児の保育に必要な設備の整備及び	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額。ただし、開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。 (1) 当該障害児のために保育士等を雇用している場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 特児1級児に係るもの 当該障害児

	の保育士等を加配していること。 (2) 障害児の保育に係る環境改善の実施に要する経費 特児1級児又は特児2級児の保育を実施している場合において、当該障害児の保育に必要な設備の整備若しくは軽微な改修又は障害児用の大型遊具の設置、更新等の環境改善を実施すること。	軽微な改修並びに障害児用の大型遊具の設置、更新等に要する経費	1人当たり年額3,000,000円（勤務時間が就業規則上の週所定労働時間を満たさない保育士等である場合は、月額170,000円を基に算定した額） ロ 障害児（特児1級児及びハに規定する障害児を除く。）に係るもの 当該障害児1人当たり年額1,500,000円（当該障害児の合計数が奇数である場合は、1人分のみ、年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円）） ハ 特例加配の対象となる障害児に係るもの 当該障害児1人当たり年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円） ニ 延長保育事業費補助の項補助対象経費の欄に規定する延長保育を実施する障害児であって、日常的に医療上の措置を要するものに係るもの 当該障害児1人当たり年額648,000円 (2) 障害児の保育に係る環境改善を実施した場合 1施設当たり年額1,029,000円										
延長保育事業費補助	延長保育事業（一般型）を実施していること。	延長保育事業（一般型）の実施に要する経費のうち、開所時間（当該開所時間が11時間以上の場合に限る。）を超えて実施する延長保育に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額115,000円 (2) 加算分 対象児童の数から6人を控除した児童数に月額5,000円を乗じて得た額										
食物アレルギー対策費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 食物アレルギー児童の保育を実施していること。 (2) 食物アレルギー児童のために加配調理員を雇用していること。	保育費用交付基準を超えて雇用する加配調理員の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額95,000円 (2) 加算分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 牛乳、卵、大豆製品、小麦及びそばのうち3品目以上にアレルギー症状を呈する食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり次の表の左欄に掲げる当該児童の数の区分に応じ、同表右欄に定める額 <table><tr><td>当該児童の数の区分</td><td>月額</td></tr><tr><td>5人以下</td><td>47,500円</td></tr><tr><td>6人以上10人以下</td><td>95,000円</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>142,500円</td></tr><tr><td>16人以上</td><td>190,000円</td></tr></table> ロ 食物アレルギー児童を保育している小規模保育事業所の連携施設として調理業務を実施し、当該小規模保育事業所に食事を搬入している場合 1施設当たり月額47,500円	当該児童の数の区分	月額	5人以下	47,500円	6人以上10人以下	95,000円	11人以上15人以下	142,500円	16人以上	190,000円
当該児童の数の区分	月額												
5人以下	47,500円												
6人以上10人以下	95,000円												
11人以上15人以下	142,500円												
16人以上	190,000円												

夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を実施していること。	夜間保育推進事業の実施に要する経費	1施設当たり年額1,500,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額750,000円とする。
保育体制強化事業費補助	保育体制強化事業を実施していること。	保育体制強化事業の実施に要する経費	1施設当たり月額90,000円
保育補助者雇上強化事業費補助	保育補助者雇上強化事業を実施していること。	保育補助者雇上強化事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 定員が121人未満の場合 1施設当たり年額2,215,000円 (2) 定員が121人以上の場合 1施設当たり年額4,430,000円
保育士雇用による入所枠拡大事業費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 加配保育士を雇用し、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童の受入れ人数を拡大していること。 (2) 保育所等の創設のために保育士の増加を必要とすること。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 加配保育士の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育士（保育所等の創設に備えて雇用するものに限る。）の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 加配保育士1人当たり月額300,000円。ただし、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童を受け入れた場合、市長が定める額を減額するものとする。 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育士1人当たり月額300,000円。ただし、補助対象期間は6月を上限とし、雇用する人数は次に掲げる創設する保育所等の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を上限とする。 イ 私立保育所 7人 ロ 小規模保育事業所 2人
保育士宿舍借り上げ支援事業費補助	保育士宿舍借り上げ支援事業を実施していること。	保育士宿舍借り上げ支援事業の実施に要する経費	1人当たり月額61,500円
地域子育て支援補助	第1号及び第5号の事業を実施し、第1号、第4号及び第5号の事業を実施し、又は第2号から第4号までの事業のうち2以上のもの並びに第1号及び第5号の事業を実施していること。 (1) 私立保育所内外で定期的に実施する子育てに係る相談及び指導等を行う事業 (2) 枚方版ブックスタート事業 (3) 地域の気になる子ども及びその家庭を支援する事業 (4) 絵本とのふれあい事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、地域	補助要件の欄第1号から第5号までの事業に要する経費。ただし、同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）の事業に従事する保育士等の雇用に係る経費以外の経費の同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）の事業に要する経費に占める割合は、4分の1以内とする。	(1) 補助要件の欄第1号から第5号までの事業の全てを実施する場合 1施設当たり年額1,850,000円 (2) 補助要件の欄第1号、第2号、第3号及び第5号又は第1号、第2号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,480,000円 (3) 補助要件の欄第1号、第3号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前2号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,110,000円 (4) 補助要件の欄第1号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前3号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額740,000円 (5) 補助要件の欄第1号及び第5号の事業をいずれも実施する場合（前各号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額370,000円

	の子育て家庭を対象とした子育て支援事業		
--	---------------------	--	--

備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「保育費用交付額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）及び国の通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項並びに備考22における「保育費用交付基準」とは、告示及び国の通知に定められた基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項及び地域子育て支援補助の項並びに備考12の規定における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項及び備考6の規定における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項（同法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいい、総雇用時間数が正規保育時間数以上である場合の当該保育士に限る。以下同じ。）の数が、1歳児の数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が1歳である者をいう。
- 9 病児保育事業費補助の項における「病児保育事業（体調不良児対応型）」とは、国の通知に定められた病児保育事業（体調不良児対応型）の対象となる事業をいう。
- 10 障害児保育補助の項における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特例加配」とは、その保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第10号に掲げる事由に該当する障害児以外の障害児であって、当該事由に該当する障害児と同様の配慮を要するものの保育のための保育士等の加配をいう。
- 13 延長保育事業費補助の項における「延長保育事業（一般型）」とは、国の通知に定められた延長保育事業の一般型の対象となる事業をいう。
- 14 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、延長保育事業（一般型）の対象となる児童として市長が認定した者をいう。
- 15 食物アレルギー対策費補助の項及び備考16の規定における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
- 16 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
- 17 食物アレルギー対策費補助の項及び保育士雇用による入所枠拡大事業費補助の項における「小規模保育事業所」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）第29条に規定する小規模保育事業所A型及び同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。
- 18 食物アレルギー対策費補助の項における「連携施設」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。
- 19 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、国の通知に定められた夜間保育推進事業の対象となる事業をいう。
- 20 保育体制強化事業費補助の項における「保育体制強化事業」とは、国の通知に定められた保育体制強化事業の対象となる事業をいう。
- 21 保育補助者雇上強化事業費補助の項における「保育補助者雇上強化事業」とは、国の通知に定められた保育補助者雇上強化事業の対象となる事業をいう。
- 22 保育士雇用による入所枠拡大事業費補助の項における「加配保育士」とは、保育費用交付基準を超えて雇用する保育士を、「保育所等の創設」とは、本市に私立保育所又は小規模保育事業所を新たに開設することをいう。
- 23 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助の項における「保育士宿舍借り上げ支援事業」とは、国の通知に定められた保育士宿舍借り上げ支援事業の対象となる事業をいう。

- 24 地域子育て支援補助の項における「私立保育所内外」とは、私立保育所及び私立保育所近隣の地域をいう。
- 25 地域子育て支援補助の項における「枚方版ブックスタート事業」とは、児童の1歳の誕生月に、当該児童とその保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。
- 26 地域子育て支援補助の項における「地域の気になる子ども」とは、枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則（平成27年枚方市規則第42号）第2条各号に掲げる者（これらに準ずる状況にあると市長が認める者を含み、同規則第1条の支給認定を受けている者を除く。）、被虐待児等をいう。
- 27 地域子育て支援補助の項における「絵本とのふれあい事業」とは、就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。

＜参考資料4＞

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1. 目 的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

2. 推進員選任対象事業所

- （1） 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

- （2）（1）のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

- (1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 関係行政機関との連絡に関すること。

5. 報 告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 により事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。
なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」(別紙様式 2)を研修実施の 1 ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」(別紙様式 3)により大阪府知事あて報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 7 日より施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日一部改正施行する。

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定結果

要求事項	配点ウェイト	法人1
1. 応募法人の経営等に関する事項	10.0%	
(1) 経営方針及び応募の動機・目的 ①設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている。 ②申請時において、保育所又は幼保連携型認定こども園の運営実績が10年以上ある。 ③応募の動機や目的が市民営化方針を踏まえ示されている。	4.0%	
(2) 資金計画 ①過去3年間の経営状態が安定している。 ②保育所整備資金が確保できている。 ③保育所運営のための運転資金が確保できている。	6.0%	
2. 保育所運営に関する事項	16.0%	
(1) 保育理念・保育方針 ①保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっている。 ②保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっている。	4.0%	
(2) 保育所運営事項 ①令和3年度の定員を90人定員としている。ただし、令和4年4月1日までに、両保育所を統合し200人定員としている。 ②0、1、2歳で定員の4割を超え、かつ、地域の待機児童等の動向を踏まえた定員設定となっている。 ③開所時間が7時から19時となっている。保育所休所日が、日・祝・年末年始となっている。 ④19時を超える延長保育が提案されている。 ⑤（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定している。	8.0%	
(3) 危機管理体制及び安全対策 ①災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されている。	2.0%	
(5) 外部監査 ①枚方市等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられている。	2.0%	
3. 保育内容等に関する事項	18.0%	
(1) 保育内容 ①保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされている。 ②子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育内容に創意工夫を行っている。 ③障害児保育に取り組んでいる、又は取り組むこととしている。 ④障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されている。 ⑤公立保育所で提供していた給食を基本としている。アレルギー対応について除去食や代替食等の配慮がされている。 ⑥内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されている。	11.0%	
(2) 多様な保育ニーズ、地域との交流等に係る提案 ①地域子育て支援事業等が予定されている。 ②上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について独自の企画提案がなされている。	4.0%	
(3) 保育の質の向上 ①福祉サービス第三者評価を受けることとされている。 ②職員の研修に積極的に取り組んでいる。保育の質の向上につながる提案がなされている。	3.0%	

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定結果

要求事項	配点ウェイト	法人1
4. 職員体制に関する事項	16.0%	
(1) 理事長及び施設長予定者は、社会福祉事業や保育に対する熱意と識見を持っている。 (2) 保育士配置基準は市条例等を遵守し、1歳児の保育士配置基準が、児童5人に対し保育士1人とされている。 (3) 保育体制は、保育士の年齢や経験年数を配慮した構成となっている。 (4) 昨今の保育士不足を踏まえ、保育士確保について具体案が示されている。 (5) 看護師の配置が予定されている。 (6) 病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定されている。 (7) 公正採用選考人権啓発推進員の設置が予定されている。		
5. 引継ぎに関する事項	18.0%	
(1) 公立保育所の保育を引き継ぐことについて理解し、誠実に取り組もうとしている。 (2) 必要に応じ保護者説明会の開催、三者懇談会の設置が予定されている。 (3) 1年前より年中行事等の参加（障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む）を予定している。 (4) 共同保育期間中の職員体制が確保されている。また、共同保育中の職員確保について具体案が示されている。 (5) 共同保育期間中に個人懇談会が予定されている。 (6) 運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的である。 (7) 統合に向けて、両保育所の児童の交流、職員間の交流や情報共有について提案されている。 (8) 保育所名について、保護者の意見を聞くこととしている。現在のクラス名を残すことに配慮している。 (9) 卒園制作の記念物等について、移設等の検討がされている。		
6. 保護者への対応に関する事項	8.0%	
(1) 苦情対応 ①苦情解決責任者及び苦情受付担当者が設置されている。苦情解決に係る第三者委員会の設置が予定されている。	2.0%	
(2) 保護者及び地域への対応について誠意が感じられる。保護者や地域と連携した保育が展開されるよう配慮されている。 (3) 現行より保護者負担が増えないようにしている。 (4) 保護者の保育所見学に対し、協力的である。	6.0%	
7. 保育所整備計画に関する事項	14.0%	
(1) 新たな保育所の整備が、市条例等の関係法令を順守した整備計画となっている。 (2) 統合を踏まえ、保育室等や屋外遊戯場の余裕を持った確保について提案がされている。 (3) 良好な保育環境の確保について、子どもの視点に立った施設整備、安全対策などが提案されている。 (4) 統合・定員増を踏まえた駐車場の確保や、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場を借り上げなどが予定されている。 (5) 朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されている。		
得点合計 ※全委員の配点合計(700点満点)	100.0%	

評価内容

法人1	(記載例) 約40年の保育所運営実績があり、地域に根ざした堅実な運営をされている法人で、経営面においても安定している。理事長は他市での公立保育所の民営化を経験しており、全体的に公立保育所の引継ぎを理解し、意識した提案がなされている。また、民営化後の運営についても保護者へのアンケートの実施等、保護者の不安解消に積極的な姿勢が評価できる。また、昨今課題となっている保育士確保についても、理事長が同一の姉妹法人も含め、既存の施設からの異動等により、多様な年齢層、経験年数の職員配置が提案されるなど、複数施設を運営していることのメリットを渚保育所・渚西保育所の民営化に生かされることが期待できる。また、両保育所の円滑な統合に向けた交流などの取り組みについても、各園での行事での交流の他、遠足などの目的地で合流して交流を図るなど、具体的な提案がなされている。また、障害児保育や、アレルギー対応などにも積極的に取り組む姿勢が示されているなど、公立保育所での保育を引継いだ運営を重視しており、総合的に優れた提案であると評価できる。
-----	---